

【募集】新商品特定随意契約制度

認定を希望される事業者募集のご案内！

優れた新商品を生産又は新役務を提供し、新たな事業分野の開拓を図ろうとする中小企業者の方々を支援するため、その商品等を県が随意契約で購入等できるよう認定する「新商品特定随意契約制度」の認定商品等を募集します。

認定の効果

①県の機関は、新商品を直接購入若しくは借り入れる又は新役務を調達しようとする場合、通常の競争入札によらず、随意契約で購入等できるようになります。

※ただし、この認定は「新商品」の購入等をお約束するものではありません。

②認定商品等については、市町村や関係機関に紹介するとともに、県のホームページで公表し、広く周知します。

申請できる方（以下のいずれかに該当する方）

- ・宮城県内に所在する中小企業者
- ・申請する商品等の開発について、宮城県の補助金を受けた方
- ・宮城県から経営革新計画の承認を受けた方
- ・知事が特に必要と認めた方

提出書類

- ①申請書
- ②会社概要
- ③商品等のパンフレット・写真
- ④貸借対照表、損益計算書
(過去2期分) 等

認定期間

認定された日より3年間(1回に限り更新することができます。)

申請の方法

【申請書の受付】 受付期間 令和2年8月5日(水)から令和2年9月18日(金)まで

○提出先(持参又は郵送)

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

宮城県経済商工観光部 中小企業支援室企画調整班

【事前相談の受付】

申請を予定される方は、下記相談受付期間内に申請書の記載方法等について御相談ください。
※事前相談のない申請書は、記載の不備等があった場合、修正に時間を要し、申請書受付期間内に受付できないことがあります。

・受付方法 電話で相談日時を予約いただき、中小企業支援室にお越しください。

また、相談時には商品等の概要が分かる資料(パンフレット・写真等)をお持ちください。

・受付電話番号 022-211-2745(中小企業支援室 企画調整班)

認定の流れ

令和2年	9月18日(金)まで	申請書の提出(事前相談)
〃	10月下旬	審査(プレゼンテーション方式)
〃	11月中旬	認定

制度の詳しい情報・申請書のダウンロードはこちら↓

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/zuikei.html>

■問い合わせ先 宮城県 経済商工観光部 中小企業支援室 企画調整班
電話:022-211-2745 FAX:022-211-2749